

まちからのおしらせ

主な内容

- ・子育て支援センター
- ・エンジェル広場
- ・子育てクッキング教室
- ・税住民課からのお願い

5月の予定 子育て支援センター

- 5月 6日(金) すくすく広場
からだほぐしあそび
- 7日(土) 園庭開放
- 10日(火) 一時保育・リフレッシュ指定日
- 11日(水) すくすく広場
園庭遊び
- 12日(木) 園庭開放
- 16日(月) 園庭開放
- 18日(水) すくすく広場
遠足ごっこ
- 25日(水) すくすく広場
お楽しみ会
- 26日(木) 一時保育・リフレッシュ指定日
- 27日(金) 園庭開放
- 31日(火) 園庭開放



時間 午前10時から
(一時保育は午前8時30分～午後4時30分)

場所 和東保育園

問合せ先 子育て支援センター(和東保育園内)
TEL 78-2156

☆その他 各自必要なものはお持ちください。

エンジェル広場

生後0ヶ月～2歳のお子さんと保護者を対象に実施している広場です。お子さんのことや育児のことなどについてお話しませんか。ベビーマッサージやクラフト作りもしています。ぜひ一度遊びに来てください。

日時 5月13日(金) 午前10時～12時
場所 社会福祉センター 相談室・老人室
講師 あかいとみこさん
(レクリエーション・コーディネーター)

問合せ先 福祉課 健康係
TEL 78-3001(内線253)

☆☆時間内であればいつでも
のぞきにきてください☆☆



子育てクッキング教室 のご案内

生後2ヶ月から小学校入学前までのお子さんをお持ちの保護者の方を対象に料理教室を開きます。「離乳食ってどうしたらいいの」「毎日献立が大変…」などと思われていませんか。バランスが良く、手軽に作れる献立を考えていますので、みんなで楽しく作りませんか。お子さんの食事も大人から取り分けながら作りますので、ぜひお子さんと一緒にご参加ください。

日時:6月7日(火) 午前10時30分～午後1時(受付 午前9時30分～)

場所:社会福祉センター 老人室・実習室

対象者:生後2ヶ月から小学校入学前までの子どもの保護者
先着 10名

内容:①調理実習

②試食

持ち物:調理実習材料費300円・エプロン・三角巾・手ふきタオル
フキン・お子さんの替えオムツ・お茶(名前を記入しておいてください)

申し込み:役場福祉課 健康係 TEL78-3001(内線253)

※材料等準備が必要ですので、5月31日(火)までにお申し込みください。

MENU

- ◆ 焼き鮭のマリネソース
- ◆ 肉団子と野菜の和風スープ
- ◆ 白和え・ふりかけ

税住民課からのお願い

虚偽の届出や不正な証明などの取得を防ぐため、下記についてご協力をお願いします。

◎本人確認にご協力ください

- ・戸籍の届出(婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届・認知届など)
- ・住民異動届(転入届・転入届・転居届・世帯変更届など)
- ・印鑑登録・廃止届
- ・証明書請求(戸籍謄抄本・住民票・印鑑証明・税関係証明など)



上記の届出や証明書請求のため来庁される人は、下記の本人確認書類を提示してください。

- ① 顔写真付公的証明書(運転免許証・パスポート・住基カードなど)
- ② ①の証明書をお持ちでない場合は、健康保険証・介護保険証・年金手帳など複数提示していただきます。

※上記の証明書がない場合、本人や家族に関する個人情報を聞き取って本人確認を行います。

◎委任状をお忘れなく

以下の行為を代理人が行う場合、委任状が必要となります。

- ・**戸籍関係の証明書請求**
本人・配偶者・直系血族以外の方が代理で請求する場合
- ・**住民票等の請求**
本人・同世帯以外の方が代理で請求する場合
※本人と同所同番地の別世帯員は委任状不要。
(「住民票コード入り」の請求は除く)
- ・**住民異動届**
本人・同世帯以外の方が代理で届出する場合
- ・**印鑑登録・廃止届**
本人以外が代理で届出する場合
- ・**税関係(軽自動車納税証明を除く)の証明書請求**
本人・同世帯以外の方が代理で請求する場合



※委任状は役場税住民課窓口を用意してありますが、次の内容が記載されていれば任意の様式でも結構です。

- ・代理人の氏名、住所
- ・届出又は証明書受領に関する一切の行為を委任する旨の文言
- ・委任する行為の内容
- ・委任者の住所、氏名(できるだけ手書きしてください)、電話番号、押印

くわしくは、役場税住民課 TEL78-3001(内線211)までお問い合わせください。

犬・猫引取会場等が変更になります

安易な引取をなくし、より一層の終生飼養を促進するため、引取会場が平成23年7月1日から下記のとおり変更になります。
くわしくは、後日お知らせしますのでご理解、ご協力よろしく申し上げます。

〈変更前〉

- 会場 和束町役場
- 日程 毎月第1・3・5水曜日
午前11時45分～正午



〈変更後〉

- 会場 山城南保健所
(木津川市木津上戸18-1)
- 日程 毎週火曜日
午前9時～10時30分



野焼きの禁止について

廃棄物を法令に定めた焼却炉を用いず焼却する行為(いわゆる「野焼き」)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「京都府環境を守り育てる条例」で禁止されています。

《罰則規定》

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

- ・ 処理基準等に違反し、野焼きを行った者
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(併科)
- ・ 無許可で廃棄物を処理した者
5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金(併科)

「京都府環境を守り育てる条例」

- ・ 規定等に違反し、廃材等の野焼きを行った者
5万円以下の罰金



みなさんのご協力をお願いします。

【問合せ先】 役場農村振興課 TEL78-3001(内線320)

ごみの出し方について

生ごみはきちんと水気を切ってください

生ごみは燃えるごみですが、十分に水気が切られておらず、燃えるごみ専用袋内で底に水が溜まっているものも多く見られます。

燃えるごみ専用袋内の底に溜まった水がごみ収集所とその周辺を汚す原因になり、これから暖かくなると悪臭の原因にもなります。

生ごみに含まれている水気を切ることで焼却施設の焼却効果が上がり、CO2削減につながり、何よりもごみの減量化が図れます。

生ごみは台所で十分水気を切るか、新聞紙などの紙に包むなどして燃えるごみ専用袋に入れてください。



役場農村振興課：Tel 78-3001(内線 231)

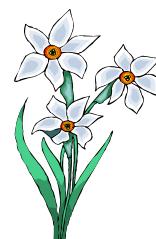
守られていますか あなたの人權 ～ひとりで悩まずに気軽にご相談を～

人權擁護委員法が施行された6月1日は「人權擁護委員の日」です。
この日は、全国的に啓発活動が展開され、和束町でも特設人權相談所を開設いたします。
人權侵害のほか、名譽、信用、いやがらせ、強要などの問題で何か身近なことで困っていることはありませんか。

人權擁護委員がご相談に応じます。

- | | |
|-------|-------------------------|
| ■ 日 時 | 6月1日(水)
午後1時30分～午後4時 |
| ■ 場 所 | 人權ふれあいセンター |

- * 相談内容についての秘密は厳守いたします。
- * 相談は無料です。
- * お気軽にご相談ください。



役場人權啓発課(人權ふれあいセンター内)：Tel 78-3488